平成２８年（フ）第３１号
宮城県柴田郡大河原町字東新町18番地８　イマジン201号
債務者　丸谷　龍一
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１１８号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目５番地２　コルサム佐貫308号室
債務者　北澤　年和
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県宇和島市夏目町３丁目６番２―303号市営住宅
債務者　前田美代子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４４３号
大分市大字羽屋100番地の１
債務者　東　千津子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
和歌山県日高郡由良町大字吹井968番地の１三井造船社宅Ｂ棟13号
債務者　中野智太郎
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第１４号
和歌山県御坊市御坊167番地
債務者　**道**　　香
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第８７号
北海道苫小牧市啓北町２丁目３番11号マンションピッコロ205号
債務者　芳賀　伸二
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８８号
北海道勇払郡安平町追分青葉３丁目151番地
債務者　服部　知美
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６０号
宮城県遠田郡美里町牛飼字御蔵場32番地２
債務者　佐々木宿子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番13―411号、前住所兵庫県伊丹市西野８丁目３番地　桜台ハイツ２―201号
債務者　難波　良平
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目13番地の１、住民票上の住所兵庫県尼崎市口田中１丁目３番27号
債務者　松上　卓矢
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号　グレストハイツ506、前住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目37番地の１　別府マンション305号
債務者　阪本冨美子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目４番37号
債務者　石井満佐子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１６１号
千葉県八街市文違297番地37
債務者　加藤　光雄
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５８号
福井市加茂河原３丁目13番７号　フレッシュドムス102号
債務者　山田　　圭
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
福井市北四ツ居町第31号４番地
債務者　平間聖香こと　張　　聖香
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
福井県越前市文京１丁目５番23号
債務者　吉井　忠洋
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係